

|                   |                                                                                    |                                                                                     |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 85 号            |  |  |
| 発行日<br>2025.11.21 |                                                                                    | J R 東労組ホームページ                                                                       |

## 申 5 号 2025 年度年末手当等

### に関する緊急再申し入れ



11 月 21 日、J R バス関東本部は、J R 東労組バス関申 5 号として「2025 年度年末手当等に関する緊急再申し入れ」を行ないました。

申 4 号第 3 回団体交渉において会社から「基準内賃金の 2.6 ヶ月分とする」と回答が示されました。「1 億 6,400 万円もの黒字は、組合員・社員の努力の賜物である」と労使一致したにもかかわらず、我々が生み出した利益を最大限還元したとは思えません。

私たち組合員は、矢継ぎ早に示される会社施策を真面目に担い、安定した黒字経営により持続的成長を支えるために、それぞれの立場で必死に努力をしてきました。その結果が、夏季手当からの上昇分が 0.05 であり、昨年末手当からの上昇分が 0.15 でしかないのは、奮闘した社員の苦労に報いた回答とは到底思えない内容です。「これだけ頑張っているのに、これ以上どう頑張ればいいのか」や「業務量が増える中で、それに見合った還元とは思えない」、「万博輸送に対して協力しているのにその苦労は報われないのか」など、今後に控える年末年始輸送や春輸送等に向けて組合員のモチベーションは低下となっています。

これまで奮闘してきた組合員・社員の評価を改めて求め、組合員の皆さんと共に最後まで闘い抜いて参ります。

#### 記

1. 申 4 号「2025 年度年末手当等に関する申し入れ」に対する「基準額は、2025 年 12 月 1 日現在における基準内賃金の 2.6 ヶ月分とする。」との回答を撤回し、2025 年度年末手当を基準内賃金の 2.93 ヶ月分とすること。
2. 契約社員 A については「基本給及び都市手当ならびに扶養手当それぞれの月額を 2.0 倍した額」、エルダー社員については「基本給及び扶養手当それぞれの月額を 2.15 倍した額」との回答を撤回し、社員に準ずる額とすること。

以上

**J R バス関東で働く仲間を一つに！**